

1. 質問項目「都市計画税の方向性について」

- 都市計画税についての検討状況を示されたい
 - 現在の検討状況は
 - 結論を得るための手順・方策と今後のロードマップは

2. 質問項目「行財政改革について」

- 「出雲市行財政改革審議会」に示された今後のスケジュール案について示されたい
- 新大綱と新実施計画の検討状況は
- 見直し対象施設（203施設）についての状況は
 - どのような基準で結論を得るのか
 - 新実施計画に具体的に盛り込めるのか

3. 質問項目「会議等のペーパーレス化推進について」

- 市職員が資料作成などの業務に使用する機器と、ネットワーク体制はどのようなものか概要を示されたい
 - 使用するパソコン／ソフトの種類は一般的なものであるのか
 - イン트라ネットの概要
- 会議等のペーパーレス化がなされないのはなぜか
 - 具体的に障害となっているモノは何か
 - 部分的な試行など検討されないのか

質問内容「都市計画税の方向性について」

次に、3番、湯浅啓史議員。

3番(湯浅啓史君) 登壇 皆さん、おはようございます。

政雲クラブの湯浅啓史でございます。

事前通告に従いまして質問をいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、大きな項目といたしまして、3点の質問を予定しております。

まず、第一点は、都市計画税の方向性について、お尋ねをしたいと思います。

都市計画税については、昨年度、平成24年度(2012)の議会においてさまざまな意見が出され、議論をされたように聞いております。

「用途地域にのみ課税されるために、不公平感が拭えない」という意見、また、不公平感という意味では、「課税の対象地域内にあっても、いまだ下水道が整備されない」とか、「都市計画道路は一体どうなっているのだろう」、などの声、また、逆に、「廃止するとしたら失う収入はどうやって補っていくのか」という意見など、さまざまに出されたように聞いております。

私は、この春からの新人議員ですから、直接その議論に加わったわけではありませんが、市政の中で、大変重要な事柄であるという認識から注視をしておりました。

平成24年度(2012)の議会では、さまざまな意見が提出された後、最終的には都市計画税の取り扱いについては、「選挙後の新しい体制の中で、改めて検討をしていくこととする」というところに、帰着したという認識を持っております。そして議会が新体制となった本年6月の議会で示された施政方針では、「都市計画税の取り扱いについては、年内には判断をしたい」という市長の考えが示されました。また、施政方針に対する代表質問において、我が会派、政雲クラブの板倉明弘議員の質問、これは都市計画税についての協議組織と協議内容及びタイムスケジュールについて問われた質問でございましたが、これに対しては、「今後これまでの検討結果の検証や論点整理を行っていく。そして協議組織の必要性も含め、まずは議会と協議しながら、今後の課税の取り扱

いについて年内に判断をしたい」と、繰り返しそういう趣旨の回答をされたことと記憶しております。

本年中ということであれば、当然、12月の議会において、結論を得ることだと思われまけれども、現時点で検証結果や論点の整理、そして、また、協議組織の具体案などが示されておられません。来年度の予算との絡みもあり、早目に結論を出す必要があると思っております。

そこで、次の項目についてお答えいただきたいと思っております。

大きな1番としまして、都市計画税についての検討状況を示されたい。

現在の検討状況はということでございます。課題は何でしょうか。

論点の整理はできたのでしょうか。また、課税方法の具体案は練られたのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

次に、結論を得るための手法、方策と今後のロードマップ、以後のロードマップはどうなっているかということでございます。賛否両論あってなかなか結論が得にくい問題かと思っております。その道筋は果たして見えたのでしょうか。協議組織の必要性も含め、検討するとのことでしたが、どのような協議組織を検討されているのでしょうか。これまでのところ、都市計画税に関する事柄について、議会と協議するという場はなかったように思いますが、今後どのように議会と協議をされるのでしょうか、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（坂根 守君） 板倉財政部長。

財政部長（板倉勝巳君） 登壇 ただいまご質問のありました、都市計画税の方向性についてお答えいたします。

まず、現在の検討状況でございます。

この都市計画税は、平成8年（1996）から旧出雲市の市街地で本格化してきた街路事業や、土地区画整理事業、下水道事業などの費用に充てるため、旧出雲市の都市計画区域の用途地域に課税をしてまいりました。その後、これらの都市計画事業がピークを過ぎ、縮減傾向にある中で、都市計画税の取り扱いを検討しているところでございます。現在、庁内の関係部課で、これまでの検討結果の検証や論点整理を行っております。改めてこれまでの経緯や、議会などからいただいたさまざまなご意見を確認し、再検討の考え方を整理しております。

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための、目的税として課税されるという税制の特殊性がございます。そのことから、まず、昨年12月に策定した平成34年（2022）までの本市の財政計画を、今後のあり方の判断材料として、この財政計画に基づく、将来の推移を含めた都市計画事業の費用に、まず着目をしたところがございます。さらに国・県の補助額や、市債の交付税措置額などを差し引きました実質の市の負担額、すなわち実質的に市の一般財源を充当する額の今後の推移についても、検討を加えているところがございます。

現在、これらをもとに、旧出雲市用途地域内での都市計画事業の推移を明らかにし、旧出雲市用途地域と市内のそのほかの用途地域との比較などの検討を行っております。できるだけ早い段階で、今後の都市計画税のあり方についての検討状況をお示ししたいと考えております。

結論を得るための手順・方策と、以降のロードマップということですが、当初から「議会の意見もお聞きしながら方向性を定めていきたい」と申しあげており、まずは議会の皆様と協議しながら、先ほど協議機関の設置という話もございましたけれども、その前に、まずは議会の皆様と協議しながら、それも含めて今後の課税の取り扱いにつきまして、協議をさせていただきたいと思っております。なお、施政方針で述べましたように、そういったことを踏まえて、年内に判断をしていく考えでございます。

以上、答弁いたします。

議 長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） それでは、幾つかの再質問をさせていただきたいと思っております。

この都市計画税のことにに関して議論をいたしますと、時として論点が定まっていない。いつの間には論点がずれていくというような印象を、私自身持っております。極端に言えば、話がうまくかみ合わないのではないかと、そのようなことを感じる場面もあるように思います。先ほどのお答えと、少し重複するようではありますが、少し基本的なところを、整理、確認してみたいのですけれども、この都市計画税については、平成8年（1996）に旧出雲市内において、課税が始められた税であって、都市計画区域のうち用途地域の土地、家屋に対して課税され、税率は0.1%、これはさまざまな条件で変化するようではありますが、その用途につきましては、街路事業、土地区画整理事業、公園事業、

下水道事業などに充当するものと、そういう認識を持っておりますけれども、大変、大ざっぱで申しわけありませんが、こういう認識でよいのかどうか。修正があれば、それも含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（坂根 守君） 板倉財政部長。

財政部長（板倉勝巳君） 今、議員さん、まさにおっしゃったとおりでありまして、基本的に都市計画事業とか土地区画整理事業といったものの整備に充てる目的税ということで、地方税法上は、都市計画区域内の土地あるいは建物に、市町村が条例で課することができる税だということでございます。

議長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） 先ほど、この事柄を議論すると、論点が定まらないとか、いつの間にか論点がずれていくとか、うまく話がかみ合わないとか、そのようなお話をいたしました。その原因を私なりに考えますと、用途地域を課税の対象としながら、現在、合併などによって広がった用途地域全てに課税されていないと、この点が一つ原因になるのかな。

また、もう一つの点としましては、目的税と言いながら、いま一つ、目的が明確でないという点、こういった点もあろうかと思えます。そして、また、この2つの点を関連付けてうまく整理されていないのではないかと、そういったことも、原因としてあげられるのではないかなという気がしております。

では、課税される地域について、もう少し確認をさせていただきます。

旧出雲市内の用途地域に課税されるという税と認識しておりますが、旧出雲市内で用途地域に指定されていても、課税されていない地域というものがありますでしょうか。

議長（坂根 守君） 板倉財政部長。

財政部長（板倉勝巳君） 今年度4月に新たに用途地域、旧出雲市の用途地域で言うと、3地域ほど新たに用途地域に指定されましたけれども、その3地域を除いての用途地域について、課税をしているものでございます。

議長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） もう一点、平田地域、大社地域、斐川地域にも、用途地域というのがあるという認識でおりますけれども、ここには課税されていない、課税対象外ということでよろしいでしょうか。

議長（坂根 守君） 板倉財政部長。

財政部長（板倉勝巳君） おっしゃるとおりでございます。

議 長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） 課税の地域については、整理できたというふうに思います。用途地域内に課税と言いながら、旧出雲市内においても、課税されている地域とそうでない地域がある。さらに言えば、合併した新出雲市の中において、平田、大社、斐川にある用途地域には課税されていない。そういったことが確認できたというふうに思います。

今度は使い方のほう、使途のほうでございませけれども、道路事業、土地区画整理事業、公園事業、下水道事業などに充当されるということですが、これは何かによって規定をされているものでしょうか、お答えください。

議 長（坂根 守君） 板倉財政部長。

財政部長（板倉勝巳君） 都市計画法において規定されているのが、都市計画事業ということでございませけれども、あと、地方税法のほうで、課税の根拠としては目的税ということで、都市計画税というのが位置付けられているものでございませ。

議 長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） この使い道のほうにつきましては、いま一つ具体的でない。それこそ整理がついてないという認識を、持たざるを得ないと思います。一旦、税として入ってしまえば、あとはフリーハンドで使えると言ってもいいと思います。予算説明書に、例えば、この事業は都市計画税充当分などと書き加えながら、予算を執行していくというのも、また現実的ではないとも思っております。したがって課税対象となっている地域の事業に、都市計画税分が充当されていることや、対象地域の事業が優先されているということを実感するということが、まず難しいというふうに思っております。

このような論点を、私なりに整理を差しあげて、ここで私が申しあげたいのは、この都市計画税については、税の目的、要するに使途、使い道等と、課税する地域の関係性を、はっきりさせていかなければ、賛否を申しあげることができないということございませ。課税する地域とそうでない地域があるのであれば、当然、その理由が明確でなければならぬと感じませ。例えば、課税対象地域内のこの事業、この事業、具体的に示し、「これらの事業を優先的に進めるために、完成させるために都市計画税が必要です。」そのような説明も時として必要ではないかと思ひませ。ぜひとも、これらの点を整理され、都市計画税の方針を早期に示されませようお願い申しあげませ。

そして、十分な議論の時間を割かれるようにも、また重ねてお願いをいたします。

これ以降はうわさで、信憑性のあるものとは思えませんですけども、「段階的に税率を下げて廃止してはどうか」という案があるという、本当かどうか分からないうわさが、まことしやかに流れてきたりします。これは何かの折衷案か何かでしょうか。使い道、使途と、課税する地域の関係性を、曖昧にしたまま軟着陸ということでは、議会の大方の皆さんの納得が得られる方向を目指して、検討をされていると思いますけれども、これでは誰も納得できない方向になってしまうと思っております。ぜひ早期に議会との協議を行われ、整理された案を提示されるよう要望いたしまして、第一点目、都市計画税の方向性についての質問を、終わらせていただきたいというふうに思います。

続きましては、2点目は、行財政改革について、関連して、見直し対象となっております203の公共施設についての検討状況などをお尋ねしたいと思います。

行財政改革につきましては、先ほど、松村議員も同様の質問をなされました。そして、私、そして本日は、このあとの議員さんも同様の内容で質問をされるようございまして、まるで集中審議のようです。議員誰もが、そして市民の皆さん誰もが、大いに関心を持っているあらわれであろうと思っております。

平成25年(2013)2月に、全戸配布されました「出雲の台所事情」というパンフレットで、財政の健全化を判断します指数のうち、実質公債費比率が全国ワースト8位、将来負担比率が全国ワースト9位という内容が示されており、大きな衝撃を受けました。今年の2月と言えば、私のような新人議員候補にとりまして、選挙の準備をしている真っ最中であり、多くの皆さんから意見を聞かせていただいている時期でもありました。多くの人から、「いやあ出雲って大丈夫かね」、「財政ひどいね」、というふうな言葉をかけていただきまして、「財政の健全化というのは、第一に取り組まなければならない問題だ」というふうに、大いに感じたところです。

先ほど、市長の発言にもありましたように、平成24年度(2012)の指数は、わずかではありますが、改善に向かっているようです。ただ、この指数が劇的に改善する見込みがないということから、厳しい状況であることには変わりないという認識を持っています。財政を健全化するためには、当然、収入のほう、入るほう、そして出ていくほう、支出のほうの両面から検討を加えていく必要があるのですが、出雲市の場合は、公共事業や公共施設の運営などに目を向け検討を加えていく。行財政改革を待たないで進めるべき状況にあるというふうに考えております。合併によって、公共施設の統廃合、整理が進むものと期待された方も多かったはずで、こういった一向に見えてこない合併効果を示すためにも、公共施設の整理はぜひ必要と考えます。

先ほどもお話の中にありましたように、平成34年度(2022)には交付税が一本算定となりまして、交付税の減額、すなわち市の収入が減少するということが見込まれる中、一方では、市が保有する約800の公共施設における大

規模改修及び建て替えの経費は、平成39年度（2027）からの5年間、要するに、約15年から20年後ということですが、においてピークを迎えるという、大きな問題を克服していかなければなりません。このような状況の中にあっても、必要な施設は修繕をしていかなければなりませんし、また、建て替えすべき施設も出てくると思います。であるならば、公共施設については、今からよほどの計画を練って向かわなければならぬという思いでおります。6月議会では、新たな「行財政改革大綱」、そして、それに伴う「実施計画」の策定を目的に、新たな「行財政改革審議会」を立ち上げて検討するというところで、この審議会を常設型として、計画の検証を行っていく事を旨とする条例の改正案が提出され、可決いたしました。行財政改革にとって、この審議会は大変重要なものであると感じています。

そこで、以下の質問にお答えいただきたいと思っております。

若干、先ほどの松村議員とのかぶりはあると思っておりますが、改めて整理する意味でもお答えをいただきたいというふうに思います。

1番目、行財政改革審議会に示された今後のスケジュール案について、我々に示していただきたいというふうに思います。

この6月議会における行財政改革審議会条例の一部を改正する条例の議案説明、これは総務委員会に示されたものだったと思っておりますけれども、想定されるスケジュールということで、約5回の審議会をします。そして12月議会には、出雲市行財政改革審議会からの答申を提出していただき、行財政改革大綱の骨子を提出するのだと。そして3月には、この大綱を提出、そして、また、大綱に伴う実施計画を提出して決めていくのだというような、大まかな想定スケジュールをいただいております。これについて、実際に審議会でも同様のスケジュールの説明をされたのかどうかお聞きしたいと思います。

そして、2番目は、新大綱と新実施計画の検討状況はどうでしょうかということですが。審議会の開催スケジュールに余裕がなく、12月議会で提示して、3月議会で決定ということが、本当に可能かどうか心配しております。本当に可能なスケジュールでしょうか。十分に検討を加えられる時間、要するに回数があると言えるのでしょうか、お答えを願います。

既に7月22日に第1回審議会を開催され、スケジュールに従うと、新大綱の答申（案）の検討、そして新実施計画の検討、意見交換が、現在行われていると思っておりますけれども、この時期、素案と呼べるものはあると思っておりますが、現

段階のものでも議会に対して示されるお考えはないでしょうか、お聞きしたいと思います。

3番目、関連いたしまして、この見直し対象となっている公共施設203の施設について、この状況はどうでしょうかということをお聞きしたいと思います。

公共施設について、現在の施設をそのまま存続させることは困難であるという、公共施設の今後のあり方に示された考え方というのは、これは十分納得できるものであります。すなわち整理が必要ということですが、これについて、どのような基準で結論を得るのか、そして、新実施計画に具体的に盛り込めるのかどうか、以上、お答えをお願いしたいと思います。

議長（坂根 守君） 児玉総合政策部長。

総合政策部長（児玉俊雄君） 登壇 ただいまの行財政改革についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、昨年12月に「出雲市財政計画」を策定し、今後10年間の方針をお示しいたしました。この財政計画を踏まえ、行財政改革を推進するにあたり、本年度、新たに行財政改革大綱を策定するところでございます。

最初に、「行財政改革審議会」に示したスケジュール案でございますが、現在、行財政改革審議会に「第2期実施計画の成果の検証」及び「行財政改革大綱の見直し」について諮問をしたところであり、概ね今年12月までには答申いただけるものと考えております。この答申を受け、12月定例市議会に、行財政改革骨子を報告したいと考えており、3月議会には、新しい行財政改革大綱と実施計画をお示しできるものと考えております。

次に、新大綱と新実施計画の検討状況でございますが、新しい行財政改革大綱と実施計画は、行財政改革審議会からの答申に基づいて、策定することとしております。審議会の開催状況につきましては、先ほど、松村議員にお答えしたとおりでございますが、現在までに7月22日と8月27日に開催をいただいております。スケジュール的に5回という、今、予定で進んでおりますけれども、決してそれに限ったことではなくて、短い期間ではございますけれども、集中的に検討をいただこうというふうに考えているところでございます。先般の会合におきましても、土、日でもその会合を開いてもいいかということが図られまして、審議会の委員さん方も賛同をいただいて、場合によってはそう

いう開き方も、これからあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、見直し対象施設についての状況でございますが、公共施設の見直しに関する考え方につきましては、先ほど、松村議員にお答えしたとおりでございますが、昨年の9月市議会において、「今後の公共施設のあり方について」として、施設全般に関する基本的な方向性と同時に、施設を利用用途別に分類した施設群ごとに、大まかな方向性もお示ししているところでございます。

新実施計画は、行財政改革審議会からの答申に基づいて策定することになります。市といたしましては、できるだけ早い時期に個々の施設について、類似施設の再編、移譲、廃止等の方針をお示ししたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議 長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） 行財政改革につきましては、議会においても行財政改革特別委員会が設置され、私も配属となりました。

萬代委員長のもと、精力的に活動を行っております。先般8月28日には、伊藤副市長や児玉部長も交え、市内の公共施設を見て回りました。担当の方の説明を聞きながら、見学をさせていただいたところでございます。かなり広範囲に見て回りましたので、施設の数も14か所にとどまりましたですけれども、大変有意義な研修、勉強だったと考えております。この回ったところは、ほとんどは指定管理をお願いしている施設でしたので、どの施設も担当されている方は、非常に積極的で熱意を持って、熱心にかかわっていただいていることが確認できました。そして、また、どの施設も全く不必要であるというものはないと感じたところでございます。しかしながら、場合によっては、整理の対象となる施設もあるのかも分かりません。そういった公共施設を整理するのであれば、やはり何らかの基準、物差しというものが必要である。それは当然だと思います。そういった物差しの一つに、私なりに考えますに、「行政が本当にやるべきことなのかどうか」という物差しがあるというふうに感じております。「行政が行うべき事業は何か、どこまでが行政の役割なのか」、そういう線を引き、徹底的に突き詰める必要があります。それがなければ行財政改革、特に公共事業の整理というのは、できないと思っています。この基準、物差しの考え方について、市長の見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議 長（坂根 守君） 長岡市長。

市 長（長岡秀人君） 公共事業とさっきおっしゃいました、公共施設のございますね。

それぞれの判断のうえでの基準、物差しというのは、もちろん必要だと思っております。全てがいろんな経過の中で、必要としてつくられたものではありませんけれども、合併した今、それぞれの地域、近接する距離の中に、同様のものが複数存在するとかですね、恐らく単純な一律の基準で割り切れないものもございますけれども、そういったものも含めて、今回のさまざまな検討の中では整理をしていきたいと思っております。今、ここで具体的にこういう基準ということは申しかねますが、さまざまな視点から真に必要とされるもの、そして、また、先ほどの松村議員さんの答弁の中でもお話を申しあげましたが、やはりそれぞれの施設がつくられた当時のニーズと、今の時代の求める施設というのは、恐らく相当違いもあるだろうと思っております。そういったことも含めてですね、さまざまな視点、観点からの基準とおっしゃれば、そういう判断の基準を示していきたいと考えているところでございます。

議 長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） 大変難しい判断を迫られることではないかなと思っておりますが、しかしながら、やらなければならないということです。であるならば、やはり市長がリーダーシップを大いに発揮され、進められていくということが、非常に重要になってくることだろうと感じます。どうかこの公共施設の見直しに関しまして、ぜひ前進をさせていただきますよう、よろしく願いをしたいと思っております。

そして、先ほど大綱そして実施計画ができあがった後に、個々の施設について、方針を示すというお答えをいただきました。関連しまして、指定管理につきまして、先般、平成25年度（2013）中に指定期間が満了する33の施設につきまして、通常5年間の指定のところ2年、平成26年（2014）4月1日から平成28年（2016）3月31日までの期間で、更新するという報告がありました。これは平成27年度（2015）中には、何か具体的な、そのような公共施設の整理統合があると判断してよろしいのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

議 長（坂根 守君） 児玉総合政策部長。

総合政策部長（児玉俊雄君）　今、おっしゃいましたとおり、平成２７年度（２０１５）末までということで、今後２年間、全部ではございませんけれども、指定期間の短縮を今考えております。そういった中で、平成２６年度（２０１４）に十分検討いたしましたして、平成２７年度（２０１５）からは、例えば、再編するものについては、取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、当然そこまで待つという考え方ではございませんで、現在もう既に第２期の実施計画の期間中でございます。そういった中でも、関係者の理解が得られまして、準備が整ったものについては、逐次、実施したいと思っておりますけれども、一応、指定管理施設というものにつきましては、やはりその期間の間に、思い切った手だてというのは難しい点もあろうかと思ひまして、今回そういうことで、指定期間が切れるような形で、切れるものを必ずやめるとか、そういったことではございませんけれども、そういうものにも対応できるような形を取りたいと思ひまして、今回、提案をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（坂根　守君）　湯浅議員。

３番（湯浅啓史君）　もう少し関連して質問させていただきますけれども、先般、スポーツ議員連盟の会議がございまして、「出雲市スポーツ振興審議会」が平成２４年（２０１２）１１月にまとめられた答申ですけれども、「出雲市スポーツ振興ビジョン」というものの資料提供がございました。この資料の中には、スポーツ施設の整備方針が、施設の分野別にかなり踏み込んだ形で示されております。この会議の中で、「スポーツ施設についての整理統合は、この答申の方向で計画されるのか」という質問もありましたが、「まずは新しい行財政改革大綱、そして実施計画ができあがらなければ、具体的にならない」というような説明だったように記憶しております。

いろいろな計画とか方針というのが、やはり、この行財政改革大綱というものを待ちながら、今、待ちの状態ではないかなという気もしているのですが、その点について、これ早くまとめる必要があるのはもちろん、そして３月末というスケジュールは示されておりますけれども、その間において、このような、もう既に答申されているものについての取り扱いというものは、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思ひます。

議長（坂根　守君）　児玉総合政策部長。

総合政策部長（児玉俊雄君） それぞれスポーツ施設については、検討がかなり進んでおりますけれども、当然、今後もこの審議会において、一つひとつの施設を全て検証して、どうするかということを出すことは難しいと思っております。そういった中で、基本的な方針を出したいと思っておりますけれども、そういう中で、これまで検討されましたスポーツ施設等の状況ですね、そういったものも十分勘案しながら、これから検討を進めていきたいと思っておりますので、決してそれと齟齬が生じるものではないというふうには、考えているところでございます。

議長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） 行財政改革というものはですね、まさに今が一番大事なときだと考えております。今ここでしっかりとした議論をし、エゴを捨てて、知恵を絞って取り組まなければ、我々の子どもの代、そして孫の代が、私たちに批判する。そういったことにもなりかねません。ぜひここにいらっしゃいます執行部の皆さん、そして議員全員が力を合わせて、このことに真剣に取り組んでいかなければならないと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

この点につきましては、以上で、質問を終了させていただきたいと思っております。

続きまして、大きな3番目の項目「会議等のペーパーレス化について」でございます。

これは、なぜこういった質問をしましたかと言いますと、このペーパーレス化というのは、あらゆる組織でもう実践をされておりまして、もう随分前から言われていることで、逆に今は、もはや死語みたいな気がするような言葉でございます。それほど当たり前に行われていることでありながら、この行政の組織というものは、ある意味、一番立ち遅れているのではないかなということを感じたからでございます。

私、4月にこうして議員にならせていただいて、活動を開始させていただいて、さまざまな資料をいただきます。現在、もう既に机の端から端までファイルでいっぱいです。そのような紙の資料を日々いただきながら、その中で溺れるような感覚で、議員活動をさせていただいております。中にはですね、メールで案内をいただけるというシステムもありまして、FAXではない分、随分楽だなという気はいたしておりますけれども、それにしても、逐一さまざまな会議が紙、紙、紙です。ぜひこの点を改善、少しでもできないかということで、この質問をさせていただいたところでございます。

ということで、現在、市職員の皆さんが、資料作成などの業務に使用する機械と、それとネットワークの体制というものは、どういうふうになっているのかを示していただきたいと思っております。具体的には使用するパソコン、そしてソフトの種類は一般的なものなのかどうか、それほど特殊なものであるかどうかだけ確認をさせていただきたい。そして、また、ネットワークの状況はどういうふうになっているのか。そして会議等のペーパーレス化がなされないのは、なぜなのでしょうかとということで、具体的に障害となっているものは何でしょうかということです。これがある特定の人の場合は、オブラートに包んで答えていただいて結構でございますけれども、部分的な試行など検討をなされたことはないのかということ。

以上、質問とさせていただきます。お答えをお願いします。

議長（坂根 守君） 岸総務部長。

総務部長（岸 和之君） 登壇 ただいまの会議等のペーパーレス化推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず、一点目に、市職員が資料作成などの業務に使用する機器と、ネットワーク体制についてのお尋ねでございますが、その中でも、最初に、使用するパソコン・ソフトの種類につきましては、職員が使用しておりますパソコンは、一般に市販されております、事務用のウインドウズパソコンでございます。また、ソフトにつきましては、職員間、そして国及び他の自治体との互換性を保つため、ワード、エクセルなど、一般的なものを使用しているところでございます。

次に、ネットワークの状況、イントラネットの概要につきましては、イントラネットは、企業内など限定された範囲でのコンピューターネットワークのことでございますが、本市におきましても、イントラネットを構築し、本庁、支所及び出先機関の職員用パソコンをネットワークで結んで、ハード、ソフトの共通化及びデータの共有化を図っているところでございます。

2点目に、会議等のペーパーレス化推進についての、まず、具体的に障害になっているもののお尋ねでございますが、会議等のペーパーレス化は、紙による資料をなくし、パソコン上でのファイル操作や画面表示で代替しようとする取り組みでございます。ペーパーレス化を推進するうえでの、本市における課題は、大きく分けて3つあると考えております。

一つは「人的な面」、二つ目には「費用面」及び「危機管理面」の3点であると考えております。

まず、「人的な面」につきましては、ペーパーレス化する会議の範囲、対象者、資料の閲覧方法などのルールづくりと、ペーパーレス化を前提とした資料作成や、操作方法などの教育研修が必要であると考えております。

次に、「費用面」につきましては、会議場所、ペーパーレス化の度合いによっては、パソコン、ディスプレイなど、ハードや専用ソフトの追加導入が必要になると考えております。

最後に、「危機管理面」につきましては、情報の漏えい、改ざん、不正使用などへの対策が必要であると考えているところでございます。

次に、部分的な試行など検討を行ったのかというお尋ねでございますが、会議におけるペーパーレス化につきましては、これまで役所内の会議におきまして、パソコンを使用して試行したことはございますが、先ほど申しあげました

ような課題があるため、恒常的に定着するまでは至っていないところでございます。なお、住民説明会などでは、スクリーン投影によるペーパーレス化が、かなり浸透してきているところでございます。ハード、ソフトとも今後の技術進歩によって、ペーパーレス化に向けたハードルは低くなるものと思われ、本市におきましても、会議等におけるペーパーレス化を検討してまいりたいと考えております。なお、会議ではございませんが、組織内の通知文書、会議室及び公用車の使用申請などは、基本的にペーパーレス化しております。また、紙資料の削減につきましても、裏紙使用、両面印刷、縮小印刷などに、取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂根 守君） 湯浅議員。

3 番（湯浅啓史君） 前段で質問いたしました部分は、要するに、ペーパーレスはすぐできる状況かどうかということをお聞きしたものでございまして、お答えからしますと、すぐできるんだということが確認をされたところでございます。それをできないことということですね、先ほど、人的な要因そして費用面、セキュリティ面ということをあげられました。しかしながら、やはり一番この面では、行政として立ち遅れている面ですね、ぜひ部分的でもいいですから、そして資料を例えば配付するときだけでもいいので、データでもらったほうがありがたいという人間もいるはずですよ。そういったことから取り組んでいただきたいと思っております。

事例を示してあれですけども、昨日ニュースで、大手の教科書出版社13社が、教科書の電子データ化を進めて、共同で閲覧ソフトを開発するというニュースを目にいたしました。

2015年度から、試験的に開始をしてみようというようなニュースでしたんですけども、かように、ペーパーレス化というものは、社会の中に浸透しております。また、大手航空会社ではですね、今まで分厚いマニュアルを飛行機の中に持ち込んで、それぞれの人間が持ち込んでいたのを、いわゆる、今現在、タブレットと呼ばれる、パソコンよりももう一方小さくて閲覧性の高い機器があるのですけれども、そういったものに取り込んで、全員がそれを持って入っていくと、6,000人ばかりの職員全員に配布して、逆にそのほうが、紙で印刷したマニュアルをつくるよりも、経費の節減になるという方向で導入されたというニュースも、過去に読んだことがあります。ぜひ、先ほどプロジェク

ターで投影して、ペーパーレス化をしているという事例も、実際に試されているということですので、そういったことからでよいので、ぜひこの点につきまして進めていただきたい。さらに検討を加えていただきたいということがございます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（坂根 守君） 以上で、3番、湯浅啓史議員の質問は終了いたしました。